

令和5年度林業従事者等確保緊急支援対策補助金のうち
労働安全対策・経営力強化対策のうち林業労働安全確保対策事業

第1次募集選定企画運営委員会の審査選考に伴う意見を踏まえた総評

(第1次審査)

■本事業の趣旨

本事業は、林業従事者等確保緊急支援対策として、認定事業主、選定経営体又は認定事業主若しくは選定経営体を取りまとめる地方公共団体、林業関係団体等に対し、林業労働力の確保をはかるため、安全で衛生的な職場づくりを通じた林業労働力の確保に向けた安全衛生装備・装置の導入と労働安全衛生研修の実施を支援するものです。

令和6年2月13日から令和6年3月29日まで交付申し込みを受けた第1次募集では、予算額を大きく超過する三倍の申し込みがありました。

本総評は令和6年2月13日から令和6年3月29日まで交付申し込みを受け付けた第1次募集選定企画運営委員会の審査選考に伴う意見を踏まえたものです。

■導入品に関して

1) 安全衛生装備・装置の導入に伴う製品の評価と普及について

事業は国庫補助による地域に適合した安全衛生装備・装置の導入と普及をとおして林業労働災害の低減と労働環境の改善から林業労働力の確保・定着をはかるものです。このため、導入を計画する安全衛生装備・装置は、新規性と試行的な導入に対して助成を行います。

従って、導入を計画する安全衛生装備・装置は、同様の機能を有する複数社の製品を導入して比較検討することを基本とします。なお、導入する製品ごとに事務局が指定する使用者のアンケートを行っていただきます。

2) 保護衣（防護ズボン・チャップス）の導入について

下肢の切創防止用保護衣（防護ズボン・チャップス）は、労働安全衛生規則で規定されるJIS T8125-2（class1以上）に適合する防護ズボン又は同等以上の性能を有するものであること。

なお、JIS T8125-2は令和4年9月に改正され、国際規格ISO 11393-1～ISO 11393-6に適合しました。このため、厚生労働省労働基準局通達により「令和6年1月以降は改定前のJIS適合品は、新たなJISに適合したものに切り替えることが望ましい」とされているので注意すること。新しいJIS T8125-2に適合した切創防止用保護衣には「JIS2022（class1～class3）」の情報が容易に消えない方法で表示することになっているので確認すること。

3) フェイスガード・イヤマフ付きヘルメットの導入について

防護帽に関しては伐木作業用で普及が遅滞するフェイスガード・イヤマフ付きのヘルメットの導入を基本とします。なお、後付け可能なフェイスガード・イヤマフのみの導入や、一般的な保護帽にフェイスガード・イヤマフを取り付けた保護帽も補助対象とします。

4) 安全靴（防護ブーツ）の導入について

防護ブーツは、チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドラインで規定されるJIS T8125-3（class1以上）に適合する安全靴又は同等以上の性能を有するものであること。

5) ファン付きジャンパー及びファン付きベスト及び防護着・蛍光ベスト・レインウェアの導入について

ファン付きジャンパー及びファン付きベスト及び防護着等は、チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドラインで示される「視認性の高い目立つ色合い」であって、「人間工学に配慮した使いやすい機能を備えた」ものを選定すること。ファン付きジャンパー及びファン付きベストの導入では、速乾性・接触冷感性などのインナーとセットで使用することで効果が高まるので、導入をあわせて検討すること。特に、レインウェアは人間工学に配慮した防水性、透湿性、防風性機能が高い製品のみを補助対象としますので注意してください。

6) 無線の導入について

2024年12月1日以降、周波数が350MHz帯及び400MHz帯のアナログ簡易無線機は廃止になります。従って、採択した無線機はデジタル無線機及びBluetooth電波を利用する短距離無線機等を補助対象とします。Bluetooth電波を利用した無線機は通話距離が短く、相互通信台数に限りがありますので、導入前に使用条件を確認して導入すること。導入する無線機については、事務局が指定する使用者のアンケートを行っていただきます。

なお、LPWA通信システムについては、導入価格が高額なこと、これまで導入実証した状況からバッテリーと中継器の管理が難しいこと、並びに新たな通信システムの試行が始まっていることなどから、機器をリースで導入した使用が望ましいと考え補助対象外としました。

7) 安全衛生に関する導入品について

AED、救急セット、担架、エピペン、アレルギー検査費、ポイズンリムーバー、経口補水液、安全衛生薬剤、冷却スプレー、蜂スプレー、熊スプレー、ヒル対策スプレー、防蜂ネット、熊鈴、緊急通報ブザーなど多くの安全衛生品導入の申し込みがありましたが、事業予算額の三倍の申し込みがありましたので、安全装備・装置を優先した補助対象とし、安全衛生品は全て補助対象外としました。

8) 林業事業場の安全衛生に直接関与しない安全衛生装備・装置について

作業場で使用されている腰鉈、腰袋、背負子、梯子、手斧、硬質プラスチックサ

ビ、リュック、プランティングバック、スチールワイヤー、エンジンチェーンソー、シングルハンドバッテリーチェーンソー、エンジン式刈払い機、エンジンブロワー、甲ガード付及びスパイク付地下タビ、JISに適合しない防護ズボン・防護靴及び生産性の向上を目的とする測量機器、林業器械、並びに特殊伐採やクライミングに関わるウインチ及びウインチ資材・講習会参加費等は、一般的な林業事業場の安全衛生の確保向上につながらないので補助対象外としました。

■研修計画について

事業は国庫補助による地域に適合した安全衛生装備・装置の地域への普及啓発が事業の目的の一環です。

このため、安全衛生装備・装置を活用した研修会の開催は、申請経営体の数名を対象とするものではなく、地域の多くの林業経営体や行政機関の参画を得て開催するよう十分に配慮すること。

特に、行政機関が主導する研修会に参加する申請団体は、代表者のみ数名が研修会に参加するのではなく、導入する装備品に対応した人数が研修会に参加すること。

また、研修計画において、導入した安全衛生装備・装置の普及について、研修会で報告及び展示紹介すると企画提案した申請者は、計画とおりに普及活動を行って、記録写真等を実施報告書に添付して提出すること。

以上